

平成 27 年度
農林水産政策科学研究委託事業
公 募 要 領

公募受付期間：平成 27 年 4 月 13 日（月）～平成 27 年 5 月 14 日（木）17 時

【ご注意】

本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を利用して電子申請を行ってください（郵送や直接の持ち込み、e-mail 等では一切受け付けません。）。e-Rad の使用に当たっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続を行ってください。

平成 27 年 4 月
農林水産省
農林水産政策研究所

目 次

1	事業の目的	1
2	公募研究課題	1
3	公募から研究開始までのスケジュール	1
4	応募資格等 (1) 応募資格 (2) 研究機関等の要件 (3) 研究総括者とその要件	2
5	応募手続 (1) 応募方法 (2) 応募に当たっての留意事項 (3) 応募受付期間	3
6	研究費 (1) 直接経費 (2) 間接経費 (3) 研究調査委託費	3
7	研究課題の選定 (1) 選定の方法及び手順 (2) 審査基準 (3) 選定結果の通知等	4
8	研究課題の管理等 (1) 委託契約の締結 (2) 研究成果 (3) 研究成果等の公表 (4) 収益納付	5
9	研究課題の進行管理、評価等 (1) 研究課題の進行管理等 (2) 研究課題の評価	7
10	応募に当たってのその他の注意事項 (1) 重複応募・重複研究参画 (2) 不合理な重複及び過度の集中の排除 (3) 研究費の不正使用防止 (4) 虚偽の申請に対する対応 (5) 研究活動の不正行為防止 (6) 秘密の保持	7

別紙 1 平成 27 年度研究テーマの概要

別紙 2 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について

別紙 3 契約上支払対象となる経費について

平成 27 年度農林水産政策科学研究委託事業について

1 事業の目的

本事業は、農林水産省の行政部局の政策研究ニーズに的確に対応するため、従来から行政部局との連携を図りつつ政策研究を実施してきた農林水産政策研究所の関与の下に、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用して研究を進めるもので、科学的・客観的な政策の企画立案に資する政策研究の推進を図ることが目的です。

2 公募研究課題

本事業では、行政部局からの要請等に基づき、農林水産政策の推進上、重要性・緊急性が高く、研究の成果が農林水産政策の企画立案に資するものとして、研究テーマを設定します。

平成 27 年度から実施予定の委託研究テーマは以下の通りで（**別紙 1**「平成 27 年度研究テーマの概要」を参照）、これに基づき具体的な研究課題を募集します。

なお、研究の実施期間は、1 課題につき原則として 3 年以内とします。

【テーマ 1】：国内外の企業等による継続的な食育活動の効果及び有効な推進施策のあり方に関する研究

【テーマ 2】：CSV（共通価値の創造）（※ 1）の観点から見た国内外の食品企業の途上国等での栄養改善事業の実態・評価を踏まえた継続的な事業展開モデルの構築に関する研究

（※ 1）Creating Shared Value の略。社会ニーズに対応することで社会的価値を創造しながら経済価値を創造するアプローチ

【テーマ 3】：農村地域内外の企業や NPO 等との連携による持続性の高い生物多様性保全活動に関する分析及び政策支援のあり方に関する研究

（注）本事業は、社会科学系研究を主体的に行い、政策の企画立案等に活用できる水準の成果をあげることが見込まれる研究を対象とします。仮に、以下のような研究課題が応募された場合、審査の対象から除外されますのでご注意ください。

- ・主として情報収集を目的とする実態調査・分析等の研究課題
- ・主として自然科学系の実験等手法を活用した研究課題
- ・農林水産政策の企画立案に寄与しない研究課題

3 公募から研究開始までのスケジュール

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ○公募期間 | 4 月 13 日（月）～ 5 月 14 日（木）17 時 |
| ○1 次（書面）審査 | 5 月中旬～ 5 月下旬 |
| ○2 次（ヒアリング）審査 | 6 月上旬～ 6 月下旬 |
| ○採択課題決定 | 7 月上旬 |
| ○委託契約の締結（研究開始） | 7 月上旬～ 7 月中旬 |

（注）応募の状況等により変更となる可能性があります。

4 応募資格等

(1) 応募資格

- ① 応募できる者は、企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※2）（以下「研究機関等」という。）、又はこれらの2以上の研究機関等から構成されるグループ（以下「共同研究グループ」という。）です。
- ② 共同研究グループの場合は、国との委託契約における受託者として一切の契約責任を有し研究推進の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定め、中核機関が応募することになります。また、中核機関は、研究の効率的な推進を図る観点から、中核機関以外の研究機関（以下「共同機関」という。）との役割分担を明確にするとともに、参画機関が過度に多くならないように配慮して下さい。
（※2）研究機関とは、法人格を有する者で、以下の2つの要件を満たす機関を指します。
 - ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
 - ② 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

(2) 研究機関等の要件

研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関。以下同じ。）は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ② 国との委託契約を締結できること。共同研究グループの場合、中核機関は共同機関と、国との委託契約に準拠した内容で、研究調査委託契約を締結できること（8（1）「委託契約の締結」を参照）。
- ③ 研究を受託できる財政的健全性を有すること。
- ④ 研究の企画調整及び運営管理を円滑に実施できる能力・体制を有すること。特に、事業費執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制を有すること。
- ⑤ 中核機関は、共同機関の研究推進状況の確認、定期的な情報交換等を行い、適切な進行管理を行うこと。

(3) 研究総括者とその要件

研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究の総括者（以下「研究総括者」という。）を選定する必要があります。共同研究グループの場合は、中核機関に所属する研究者の中から研究総括者を選定する必要があります。

[研究総括者の要件]

研究総括者は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 原則として研究機関等に常勤的に所属しており、国内に在住していること。長

期出張により長期間研究が実施できない場合、又は、人事異動や定年退職等により研究機関等を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けて下さい。

- ② 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ③ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進管理能力を有していること。

5 応募手続

(1) 応募方法

研究機関等は、所定の申請様式（※3）にて応募書類を作成の上、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用して電子申請を行って下さい。e-Rad を利用した電子申請の方法については、**別紙2**「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」をご参照下さい。郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は一切受け付けませんので、ご注意下さい。

（※3）e-Rad の公募ホームページ及び農林水産政策研究所ホームページに掲載。

(2) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類（研究実施計画書等）の作成に当たっては、申請様式に記載されている研究実施計画書等作成上の留意事項をご参照下さい。
- ② 所定の様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は、認められません。
- ③ 提出された応募書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ④ 提出された応募書類等は返却いたしません。
- ⑤ 応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ⑥ 応募書類受付後1週間は、委託研究事務局より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、出張の場合は携帯電話の連絡先の周知を図る等、研究総括者に確実に連絡が取れるようにして下さい。

(3) 応募受付期間

応募受付期間：平成27年4月13日（月）～平成27年5月14日（木）17時（厳守）

6 研究費

1 課題・単年度当たりの研究費（間接経費を含む）は、原則として7百万円程度とし、予算額の範囲内で決定します。研究機関等は、国からの委託費として、直接経費、間接経費及び研究調査委託費を計上できます。共同機関は、中核機関からの研究調査委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます（消費税を含む）（詳細は**別紙3**「契約上支払対象となる経費について」を参照）。

(1) 直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費（人件費、謝金、研究員等旅費、委員旅費、試験研究費等）。

直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限りします。

（２）間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。

直接経費の30%に当たる額を上限として計上できます。間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）に基づき、研究機関等の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図って下さい。

（３）研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）

共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。

中核機関が公益法人である場合は、研究調査委託費の総額が委託費総額の5割未満とする必要があります。

7 研究課題の選定

（１）選定の方法及び手順

① 1次（書面）審査

外部専門家等による1次（書面）審査の結果を基に、農林水産政策研究所が、2次（ヒアリング）審査の対象課題を選定します。

② 2次（ヒアリング）審査

外部専門家等を構成員とする農林水産政策科学研究委託事業研究課題評価委員会（非公開）を開催し、1次（書面）審査で選定された課題の研究総括者に対して、ヒアリングを実施し、これを基に、農林水産政策研究所が採択課題を決定します。

なお、外部専門家等による1次及び2次審査は、申請課題の利害関係者以外から構成されます。

（２）審査基準

① 政策的観点

- ア 政策的観点から見た社会的・経済的意義（重要性、緊急性）
- イ 政策の企画立案における研究成果の活用の可能性
- ウ 先行類似研究の有効活用や費用対効果の面から見た研究計画の妥当性
- エ 研究成果の波及性

② 科学的観点

- ア 学術的意義（新規性、先導性）
- イ 研究計画の効率性（研究コスト及び費用対効果、研究期間、研究方法、研究

体制等)

ウ 目標の明確性・達成可能性

(3) 選定結果の通知等

1次(書面)審査による選定結果、2次(ヒアリング)審査の日程及び採択結果については、審査後、速やかに直接研究総括者にお知らせします。なお、採択された研究課題については、課題名、研究機関、課題の概要等を、農林水産政策研究所のホームページ等に公表します。

8 研究課題の管理等

(1) 委託契約の締結

研究課題選定の過程で、見直しが必要とされた事項等がある場合は、採択結果の通知とともにお知らせしますので、これを踏まえ、研究計画の見直しを行った上で、農林水産政策研究所長と研究機関等の長との間で委託契約を締結します。委託契約の締結に当たっては、以下の点にご留意下さい。

- ① 契約上の要件として、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分における資格の取得が必要です。このため、現在この資格のない研究機関等は、平成27年6月中に取得して下さい。
 - ・地方公共団体においては、取得する必要はありません。
 - ・資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト(<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)をご参照下さい。
- ② 研究機関等には契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合(研究委託条件が合致しない場合を含む。)には、委託契約の締結ができない場合もありますので、採択された場合には、契約書の内容を十分確認して下さい。
- ③ 経費の支払いは、精算払いとなります。
- ④ 委託契約は年度単位となりますので、次年度以降はその都度契約となります。

(2) 研究成果

① 実績報告書

委託を受けた研究機関等の長は、毎年度、委託契約書に基づく実績報告書(日本語)を委託研究事務局に提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、以下のア～ウの条件を遵守(遵守に係る確認書を提出)していただくことを前提条件に、その知的財産権の帰属先を、研究機関等とすることができます。また、中核機関から共同機関への研究調査委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする(必要に応じて、中核機関と当該共同機関との間での持ち分を定める)ことができます。詳細については、委託研究事務局にお問い合わせ下さい。

ア 特許権等の知的財産権が発生した場合には、遅滞なく国に報告すること。

イ 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

(注1) 帰属を受けた知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は実施許諾等を行う場合には、農林水産省の承認が必要です。

(注2) 上記の(注1)の他、本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議

(<http://www.jaist.ac.jp/ipcenter/zenbun.pdf>))に基づき、対応することとします。

(3) 研究成果等の公表

本事業の研究成果については、農林水産政策研究所が、研究成果発表会や、冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますのでご承知おき下さい。

また、本事業の研究成果は、政策の企画立案への貢献のみならず、学術面での高い貢献も求められることから、各研究機関等においては、原則としてその研究成果について学会誌(査読付き)への論文投稿を行っていただきます。また、本事業による研究内容及び成果について、学会誌への論文投稿の他、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等により公表する場合には、事前に、委託研究事務局に連絡していただくこととなります。なお、公表に当たっては、「農林水産政策科学研究委託事業」を活用して行っているものであることを明示していただきます。

(4) 収益納付

研究機関等は、本事業の研究成果による収益状況を本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に報告していただきます。報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

① 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合

納付額＝収益額×(委託費の確定額の総額／委託事業に関連して支出された研究費総額)×1/2

(注1) 式中「収益額」とは、当該特許権等の譲渡又は実施権の設定により生じた収益をいいます。

(注2) 式中「委託費の確定額の総額」とは、研究課題に必要な経費として委託契約書に基づき確定された各年度における委託費の総額をいいます。

(注3) 式中「委託事業に関連して支出された研究費総額」とは、委託費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した委託費以外の技術開発費の合計額をいいます。

② 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合

納付額＝収益額×(研究費の確定額の総額／企業化に係る総費用)×企業化利用割合×1/2

(注1) 式中「収益額」とは、委託事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益をいいます。

(注2) 式中「企業化に係る総費用」とは、委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいいます。

(注3) 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、委託事業に係る成果物の製造原価の割合をいいます。

9 研究課題の進行管理、評価等

(1) 研究課題の進行管理等

- ① プログラムオフィサー (P0) を主査とする研究推進チームによる助言・指導
本事業の実施に当たっては、プログラムオフィサー (P0) (課題の選定、評価、フォローアップ等の進行管理を行う責任者として、農林水産政策研究所の職員の中から農林水産政策研究所長が指名した者) を主査として、農林水産省の職員の中から構成される研究推進チームが研究の進捗状況を把握し、必要に応じ助言・指導等を行います。

- ② 研究推進会議の開催

共同研究グループの場合、中核機関には、毎年度、参画研究機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を開催していただきます。

また、研究推進会議には、必要に応じ、研究推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導を行います。

- ③ 研究計画書及び研究推進状況の報告

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究計画書及び研究推進状況報告書を提出していただきます。研究の進捗状況によっては、研究費の減額、研究の中止を求めることがあります。

(2) 研究課題の評価

- ① 中間評価

研究開始2年度目以内に、中間評価を実施します。中間評価の結果によっては、研究計画の変更又は中止、研究費の減額等の措置をとることがあります。

- ② 事後評価

研究実施期間終了後に事後評価を実施します。

10 応募に当たってのその他の注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画

同一の者が研究総括者として2件以上応募することは、差し控えて下さい。

なお、同一の者が研究の分担者として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載するエフォート(研究専従率)は正確に算出して下さい。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の研究機関等として応募することは可能です。

（２）不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究費総額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます（研究実施計画書様式３の「６．他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況」を参照）。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。
- ② 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成 24 年 10 月 17 日改正））に準じ、応募書類（研究計画書）及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究計画書の内容の一部（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を、他府省を含む他の公募型研究資金担当部局に情報提供する場合があります。

（３）研究費の不正使用防止

① 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 10 月 1 日付け 19 農会第 706 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）を策定しました。これらを遵守して本事業を実施して下さい。なお、本ガイドラインは、平成 26 年 12 月 18 日に改正され、研究機関等において取り組んでいただく内容が記載されていますので、必ずご確認いただくようお願いします。平成 27 年度内に、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告をしていただきます。また、現地調査等を行う場合がありますので、ご承知おき下さい。

② 不正使用等が行われた場合の措置

ア 本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下の通り、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本委託研究に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

（ア）不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

- a 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10 年間
- b a 以外による場合
 - (a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5 年間
 - (b) (a) 及び(c) 以外の場合：2～4 年間
 - (c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1 年間
- (イ) 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5 年間
- (ウ) 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2 年間とし、下限は1 年間で端数は切り捨てる。）の期間
- (エ) 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間
- (注) 善管注意義務対象者の例示：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であつて、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合に、善管注意義務違反となることが想定される。
- イ 本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置がとられた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供いたします。このことにより、他の事業等においても申請が制限される場合があります。
- ウ 研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、委託研究への応募又は参加を認めないこととします。

（４）虚偽の申請に対する対応

本事業に係る申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約は取り消され、委託費の一括返還、損害賠償等を委託先である研究機関等に求める場合があります。

（５）研究活動の不正行為防止

① 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）（以下「特定不正行為」という。）に関し、「研究不正行為への実効性のある対応について」（平成 26 年 9 月 19 日総合科学技術・イノベーション会議決定）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農

会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（以下「不正行為ガイドライン」という。）に則り、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1148 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）を策定しています。本事業で実施する研究活動には、不正行為ガイドライン等が適用されます。なお、本ガイドラインは、平成 27 年 1 月 21 日に改正され、研究倫理教育を確実に実施すること等が盛り込まれました。したがって、研究機関等においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただく必要があります。また、研究活動の特定不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の特定不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。平成 27 年度契約時までに、研究倫理に関する誓約書を提出いただきますが、誓約書が提出されない限り、契約を締結することができませんので、ご注意下さい。

② 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下の通り、一定期間、本委託研究をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

ア 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降 2 年から 10 年

イ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降 1 年から 3 年
なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

（６）秘密の保持

委託研究に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、委託研究の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産政策研究所が業務のために利用・提供する場合を除き、応

募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

本公募要領に関するお問い合わせ先

**〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
農林水産省農林水産政策研究所（委託研究事務局）
電 話：03-6737-9046、9091
FAX：03-6737-9098**

ホームページアドレス

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>

平成 27 年度研究テーマの概要

【研究テーマ 1】

国内外の企業等による継続的な食育活動の効果及び有効な推進施策のあり方に関する研究

【研究テーマの目標】

我が国では、社会情勢の変化に伴い、食の外部化、簡便化が進展し、外部化されたサービス（外食及び中食）への支出の増加傾向が長期的に継続している。ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の認知度、実践度については、年齢効果が高く、シニア世代は良好であるが、20代から40代、特に有職の単身世帯においては、実践度は低く、外部化サービスの利用者にもその傾向が顕著となっている。食卓と食料の生産現場の距離が拡大する中、子どもだけではなく成人に対する食育の推進も必要な状況となっている。

こうした中、企業等による一般成人を対象とした食生活改善や農林漁業体験等、食や農林水産業の理解増進につながる活動が現れつつある。こうした取組はCSR（企業の社会的責任）、CSV（共通価値の創造）¹、社員研修、福利厚生などの目的で行われているが、企業の社会的価値創造や企業にとっての便益等の観点から、その効果等が企業に十分認知されていないため、全国的な取組、継続的な取組とならず、普及・定着していない。

このため、国内外の企業等によって継続的に行われている食育活動（食生活改善や農林漁業体験等）の推進体制や多様な効果等を解明するとともに、我が国において、こうした食育活動を推進するための有効な施策のあり方を提示することを目標とする。

【想定される研究課題の例】

- ① 国内外において食育活動（食生活改善や農林漁業体験等）を経営戦略へ組み込む企業の実態やその企業の社会的価値等に関する分析及び国の推進施策のあり方に関する研究
- ② 国内外企業が行う食育活動（食生活改善や農林漁業体験等）の定量的評価（疾病予防など健康への効果、食や農林水産業への理解増進効果、企業の人材育成効果、企業の経済効果・社会的効果等）に関する研究
- ③ 米国、EU、韓国等における食品企業の食育活動（食生活改善や農林漁業体験等）の効果及び各国の推進施策に関する我が国との比較分析

1 CSV（共通価値の創造）：Creating Shared Valueの略。社会ニーズに対応することで社会的価値を創造しながら経済価値を創造するアプローチ。

【研究テーマ2】

CSV（共通価値の創造）²の観点から見た国内外の食品企業の途上国等での栄養改善事業の実態・評価を踏まえた継続的な事業展開モデルの構築に関する研究

【研究テーマの目標】

世界の総人口の約12%に当たる8億4,200万人が栄養不足状態にあり、5歳以下の乳幼児死亡数の45%が栄養不良に起因する。また、栄養不良は知的・身体的能力の低下を招き、世帯所得が減少し経済発展の妨げとなっている。一方で、エネルギーは満たされていても特定の栄養素が不足する、肥満の蔓延といった問題に直面している国もある。

これらの様々な栄養問題に直面する途上国等に対する日本の貢献が期待されており、既に日本の食品企業が栄養改善に資する事業に取り組む事例も見られる。しかしながら、まだその取組はわずかで、途上国政府の規制や現地企業との連携がうまくいかず、継続的に事業が実施できないケースも少なくない。また、企業の社会貢献的な活動であるCSR（企業の社会的責任）では長続きせず、利益につながるものが具体的に見えない限り、投資という判断にならないという問題がある。

このため、国内外の実態・評価を踏まえ、CSV（共通価値の創造）の概念を活用して「新興国・途上国の自立支援」「将来的な企業の市場開拓」が両立する、食品企業による途上国等での継続的な栄養改善事業展開モデルの構築を目標とする。

【想定される研究課題の例】

- ① 国内外の食品企業の途上国等での継続的な栄養改善事業の成功事例や企業マネジメント分析（当該事業の位置づけ、取組の契機、経営陣の理解、企業内の推進体制、費用対効果等）及び継続的な事業展開モデルの構築に関する研究
- ② 国内外において社会的な価値と経済的な価値を同時に実現する食品企業の定量的・定性的な評価手法に関する研究
- ③ 国内外の食品企業がCSV活動として行う途上国等に対する栄養改善事業の実態把握（企業内や受益国政府・地域住民等の評価）及び国が行う企業への支援のあり方に関する研究

2 CSV（共通価値の創造）：Creating Shared Valueの略。社会ニーズに対応することで社会的価値を創造しながら経済価値を創造するアプローチ。

【研究テーマ3】

農村地域内外の企業やNPO等との連携による持続性の高い生物多様性保全活動に関する分析及び政策支援のあり方に関する研究

【研究テーマの目標】

農村地域における生物多様性は、農業生産活動や地域コミュニティの中で育まれてきた地域固有の資源であり、生物多様性及びそれにより提供される生態系サービスは地域を活性化させる潜在力を有している。しかしながら、高齢化や人口減少が進む中、農業生産活動や地域コミュニティ機能の低下は避けがたく、生物多様性の保全も危機に直面している。

こうした中、農村を活性化させるための方策の一つとして、生物多様性が有する価値に注目し、農村地域内外の企業やNPO等の力を取り込み、その保全活動を行う等、生物多様性を地域資源として活用する試みが注目されている。企業経営においても、自然資本の視点を取り入れて農林漁業者と協働する取組が生まれつつある。

こうした活動について、自律的で持続可能性の高い農業・農村の振興を図る観点から評価・分析を行い、企業やNPO等と連携した生物多様性保全活動を推進し、効果的に活用するための施策の方向性を明らかにすることを目標とする。

【想定される研究課題の例】

- ① 生物多様性保全のため、地域内外の企業やNPO等と連携して取り組む事例についての自律性・持続可能性、人材育成・活用の観点からの分析及び国・地方公共団体等の支援のあり方に関する研究
- ② 農村地域と地域外の企業やNPO等とのコミュニケーションやその相互作用等についての社会的・心理学的分析及び国・地方公共団体等の支援のあり方に関する研究
- ③ 企業やNPO等と連携した生物多様性保全・活用のための活動について定量的に評価し、改善を促していくためのモニタリング手法の開発に関する研究

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）とは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

(1) ポータルサイトへのアクセス方法

e-Rad のポータルサイトへアクセスするには、Web ブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。

また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

(2) システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに 0:00～24:00

ヘルプデスク電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）

ヘルプデスク受付時間：平日 9:00～18:00

（平成 27 年 4 月 13 日現在。時間については、今後変更する可能性がありますので、e-Rad のポータルサイト「システムのサービス時間」<http://www.e-rad.go.jp/terms/support/index.html> にてご確認ください。）

2 応募受付期間について

平成 27 年 4 月 13 日（月）～平成 27 年 5 月 14 日（木）17 時

3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

研究機関の登録は、通常でも 1～2 週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行って下さい。

（注）所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

4 研究実施計画書等の作成について

(1) 公募要領及び申請様式（研究実施計画書等）のダウンロード

提案者は、農林水産政策研究所のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から公募要領及び申請様式（研究実施計画書等）をダウンロードし、公募要領に従って研究実施計画書等を作成します。

(2) 研究実施計画書等の PDF ファイルの作成

① 研究実施計画書等の別紙 1 は代表者印、別紙 5 は研究倫理教育責任者印を押印し、スキャナー等で読み取り PDF ファイルを作成する。

② 研究実施計画書等の別紙 2、3 及び 4 については、PDF ファイルに変換する。

③ ①と②のファイルを結合する。（10MB 以内。白黒でも可。）

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル(http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06_ALL.pdf)」及び本資料
- ② 研究実施計画書等とそのPDF ファイル
- ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の平成 27 年度の予算額（直接経費（総額）及び一般管理費（総額））

（２）応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究総括者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します（共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。）。なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」をご覧ください。

（３）応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージ表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

農林水産省へ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分にご注意下さい。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」(<http://www.e-rad.go.jp/www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) をご覧ください。

6 その他

（１）提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。ポータルサイトの「最新のお知らせ」をご確認の上、余裕をもって応募情報の入力等を行って下さい。

（２）応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究総括者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問い合わせを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1 週間程度は確実に連絡が取れるようにして下さい。

7 補足資料について

企業、公益法人又は NPO 法人が、中核機関又は共同機関として参画する場合には、以下の補足資料を提出して下さい。なお、ファイル容量等の関係等で、当該システムに補足資料をアップロードできない場合は、郵送で委託研究事務局に提出して下さい。

（１）企業の場合

- ① 経歴書（経歴が確認できる会社案内等も可）
- ② 最新の決算（営業）報告書 1 年分（又はそれに準じるもの）

（２）公益・一般法人、NPO 法人の場合

- ① 定款又は寄附行為
- ② 最新の決算（営業）報告書 1 年分（又はそれに準じるもの）

契約上支払対象となる経費について

1 委託経費の対象となる経費

(1) 直接経費…研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費

研究開発に直接従事する研究員等及び研究推進に係るコーディネートを行う者の人件費（研究推進に係るコーディネートを行う者の人件費については、中核機関のみ計上可能）。なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の人件費は計上できません。

イ 謝金

研究のアドバイザー等に対する謝金。

ウ 研究員等旅費

当該研究機関等に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内外旅費。

エ 委員旅費

研究のアドバイザー等の国内外旅費。

オ 試験研究費

・賃金

委託研究に従事する研究補助者等に係る賃金。

・機械・備品費

委託研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が5万円以上の物品の購入経費。

・消耗品費

委託研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・雑役務費

単純な分析等の外注費など。

・印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本等に係る経費。

(2) 間接経費…研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。

直接経費の30%に当たる額を上限として計上できます。間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改正）

(http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/kansetukeihi_kyotu_sisin.pdf) に基づき、研究機関等の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図って下さい。

なお、間接経費の主な使途の例は以下の通りです。

○ 管理部門に係る経費

ー管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

ー管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

○ 研究部門に係る経費

ー 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

ー 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

ー 特許関連経費

ー 研究棟の整備、維持及び運営経費

ー 設備の整備、維持及び運営経費

ー ネットワークの整備、維持及び運営経費

など

○ その他の関連する事業部門に係る経費

ー 研究成果展開事業に係る経費

ー 広報事業に係る経費

など

③ 研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）…共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。

※1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に消耗品費を計上する場合は注意が必要です。

※2 機械・備品費については、以下の点にご注意下さい。

- ・ 研究機関等として通常備えるべき機器については、対象外です。
- ・ 専ら本委託事業を行うために必要であるなどの合理的な理由を説明ができるものに限り対象となります。その場合でも、機器の必要期間を勘案し、リース等で対応することを原則とし、経費が抑えられる場合のみ計上することができます。
- ・ リース等の場合の経費は雑役務費に計上して下さい。
- ・ 当該研究機関等が本来営む業務を実施するために整備した機器を委託事業に使用した場合、その機器が破損もしくは劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。

※3 中核機関が公益法人である場合は、研究調査委託費の総額が委託費総額の5割未満とする必要があります。

2 購入機器等の管理

委託事業により研究機関等が取得した物品は、委託事業期間内は研究機関等の所有となり、善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。委託事業終了後の取り扱いについては、別途、国への返還の要否をお知らせすることになっています。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明記して下さい。

また、共同機関が取得した物品は、共同機関の所有となり、同様に善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。委託事業終了後の取り扱いについては、中核機関を通じてお知らせします。